

日助発 149 号
2023年1月31日

成育基本法推進議員連盟
会長 野田聖子殿

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



政策に関する要望書

政府が異次元の子育て支援対策を打ち出す方針を示す中、「こども家庭庁」の設置が進められています。日本助産師会は、切れ目ない子育て支援や思春期世代や女性の健康支援の充実を実現するため、以下の政策の実施を要望します。

要 望 事 項

1. 「こども家庭庁」へ助産師の技官を配置されたい。
2. 自治体における助産師の常勤雇用を推進されたい。
3. 「出産・育児子育て交付金」の有効利用のための行政指導を実施されたい。
4. 産後ケア事業のさらなる周知と利用料金補助を充実されたい。
5. 包括的性教育および女性の生涯を通じた健康支援において、助産師の活用を促進されたい。

要 望 理 由

1. 「こども家庭庁」への助産師の技官を配置されたい。

助産師は、性や生殖に関する幅広い知識を有し、思春期世代や助成の生涯にわたる健康教育や相談支援を行うことができる専門職です。「こども家庭庁」が妊産婦や子育てをする家族への支援を切れ目なく実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる社会を実現するためには、対象者の状況をよく知る専門職が、その施策の企画立案や総合的調整を行う部署に配置されることが必要です。「こども家庭庁」への助産師の技官の配置を要望します。

2. 自治体における助産師の常勤雇用を推進されたい。

妊婦および子育て家族への伴走型相談支援が推進される中、自治体は妊産婦への面接を実施するために非常勤助産師を募集しています。しかし、その賃金は低く、当面の面接人員を確保することが目的で、本来の切れ目ない支援を実現する目的とは合致しない動きであるとの印象を否定できません。

特別区や政令指定都市など、一定の出産数がある自治体においては、保健センターや保健所に常勤助産師の配置し、保健師と協働できるよう、指導することを要望します。

3. 「出産・育児子育て交付金」の有効利用のための行政指導を実施されたい。

現在、伴走型相談支援と同様に、自治体では「出産・育児子育て交付金」給付の準備が進められていますが、給付開始までに時間的余裕がないことから現金支給とする自治体がみられることが各地から報告されています。この交付金は、子育てをする家族の経済的支援をすることとともに、女性が、自身の希望に沿ってその交付金を子育て支援事業等の利用ができるクーポンの配布などを検討することが必要です。この交付金の本来の目的にそった自治体運用となるよう、指導を行うことを要望します。

4. 産後ケア事業の在り方のさらなる周知と利用料金補助を充実されたい。

法制化によって産後ケア事業が推進されておりますが、その利用対象者を「産後ケアを必要とする母子」ではなく、いまだハイリスク妊産婦としている自治体も複数みられます。今一度、全国への自治体への産後ケア事業の在り方について周知することを希望します。

また、産後ケア事業の補助率を従来の1/2から2/3に引き上げる予算案が示されておりますが、さらに母子の利用料の自己負担分が少なくなるような対策を希望します。兵庫県神戸市では、産後ケアの利用料が半額になったことにより、産後ケア事業の利用が急激に増加しています。産後ケア事業は利用率が低く、需要がないという自治体がありますが、利用料が高いため、母子が利用に踏み切れない状況があります。「産後ケアが必要」と母子を感じるときに気軽に利用できる事業となるよう、更なる検討を要望します。

5. 包括的性教育および女性の生涯を通じた健康支援において、助産師の活用を促進されたい。

日本助産師会では、昨年度・今年度の厚生労働省の委託事業として、「不妊症・不育症のピアソーター等の養成講座」を開催し、不妊症および不育症のカップルに寄り添い支援を実施できる人材の育成を行っております。また、学童期・思春期における様々な性(いのち)に関する健康課題を解決するために「こどものための包括的性教育実践助産師育成事業」を実施しています。

これら研修を修了した助産師を自治体が運営する「性と健康の相談センター事業」等に活用してくださることを強く希望します。

以上